

○大妻女子大学早期卒業に関する規程

平成 19 年 1 月 18 日
制定

(趣旨・目的)

第 1 条 この規程は、大妻女子大学学則第 12 条ただし書きの規定に基づき、大妻女子大学における早期卒業の認定に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 本学に 3 年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者を対象とする。

(早期卒業の申し出・審査)

第 3 条 早期卒業を希望する者は、2 年次終了時に所属学科の学科長(社会情報学部は専攻主任)に申し出るものとする。

2 早期卒業を希望することができる者は、卒業要件単位数を 90 単位以上修得し、2 年次終了時の通算 GPA が 3.7 以上であること。

3 早期卒業希望の申し出があったときは、教務委員会で審査のうえ、教授会において審議し、学長に報告する。

(学習指導)

第 4 条 学科は、早期卒業希望者の 3 年次学習指導について、適切に実施する。

2 早期卒業希望者は、3 年次から卒業論文、卒業研究、卒業制作等の指導を受けることができる。

3 早期卒業希望者は、3 年次前期終了時に学習状況報告書を所属学科長(社会情報学部は専攻主任)に提出する。

(早期卒業の認定)

第 5 条 早期に卒業するためには、次の要件をすべて満たさなければならない。

- ① 学則に定める教育課程を履修し、卒業に必要な単位数以上を修得していること。
- ② 本学大学に 3 年以上在学していること。
- ③ 在学期間における通算 GPA が 3.7 以上であること。
- ④ 卒業論文、卒業研究、卒業制作等が必修の場合は、その評価が A 以上であること。
- ⑤ 当該学生が早期卒業を希望していること。

(卒業認定審査)

第 6 条 教務委員会は前条の要件について審査のうえ、教授会において審議し、学長が卒業を認定する。

(卒業の時期)

第 7 条 早期卒業の時期は、3 年次終了時又は 4 年次前期終了時とする。

(その他)

第 8 条 この内規に定めるもののほか、早期卒業を実施する学部、学科、専攻及び早期卒業に関し必要な事項は、各学部において別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月入学者から適用する。